横浜市精神障害者生活支援センター

指定管理者 公募要項

平成17年7月横浜市衛生局

目 次

1 2	公募の趣旨	•	•	•	1頁
2 2	公募の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
(1)	公募対象施設の名称及び所在地	•	•	•	1頁
(2)	指定期間	•	•	•	1頁
(3)	公募を行う者	•	•	•	1 頁
(4)	指定管理者の公募及び選定の方式	•	•	•	2 頁
(5)	選定結果等の公表及び通知	•	•	•	2 頁
(6)	仮協定及び協定の締結	•	•	•	2 頁
(7)	問い合わせ先	•	•	•	2 頁
3 4	公募対象施設の概要				
(1)	施設の設置目的	•	•	•	2 頁
(2)	施設が提供するサービスの内容	•	•	•	3 頁
(3)	施設の概要	•	•	•	3 頁
(4)	施設の利用実績	•	•	•	4頁
4	指定管理者が行う業務の範囲				
(1)	施設の運営に関する業務	•	•	•	5 頁
(2)	施設の管理に関する業務	•	•	•	5 頁
(3)	その他の業務	•	•	•	5 頁
5 糸	圣理に関する事項				
(1)	管理費用の支払い	•	•	•	5 頁
(2)	管理口座	•	•	•	5 頁
(3)	横浜市が負担する管理費用	•	•	•	5 頁
6	指定管理者の公募に関する事項				
(1)	指定管理者の公募及び選定スケジュール	•	•	•	6 頁
(2)	指定管理者の公募手続き	•	•	•	6 頁
7 J	応募に関する事項				
(1)	応募資格	•	•	•	8頁
(2)	応募書類	•	•	•	9頁
(3)	留意事項	•	•	•	10頁

8 審	『査及び選定に関する事項				
(1)	審査方法	•	•	•	10頁
(2)	横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会	•	•	•	10頁
(3)	応募内容の評価	•	•	•	11頁
(4)	評価項目	•	•	•	12頁
9 協	B定に関する事項				
(1)	基本的な考え方	•	•	•	15頁
(2)	協定内容	•	•	•	15頁
10 事	事業報告及び事業評価等に関する事項				
(1)	事業実施報告書(月報)の提出	•	•	•	15頁
(2)	事業評価及び自己評価の実施	•	•	•	15頁
(3)	業務の基準が低下した場合の措置	•	•	•	15頁
11 関	『係法令等の遵守				
(1)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	•	•	•	16頁
(2)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則	•	•	•	16頁
(3)	精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準	•	•	•	16頁
(4)	地方自治法	•	•	•	17頁
(5)	横浜市個人情報の保護に関する条例	•	•	•	17頁
12 弓	継業務	•	•	•	18頁
13 Z	一の他				
(1)	利用料等について	•	•	•	18頁
(2)	事業の継続が困難となった場合の措置	•	•	•	19頁
(3)	協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた	場	合	の	措置
		•	•	•	19頁

1 公募の趣旨

横浜市精神障害者生活支援センター条例に基づいて設置している精神障害者生活支援センター4施設については、現在、公設民営型による管理運営業務を行っていますが、平成18年4月から指定管理者制度への移行を行うにあたり、新たに、それぞれの施設の管理運営に取り組む意欲のある非営利法人を公募します。

<参考:根拠法令等>

- ・地方自治法第244条の2 (第1項、第2項省略)
 - 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- ・横浜市精神障害者生活支援センター条例

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同 じ。)に行わせるものとする。

(1)~(3) 省略

2 公募の概要

(1) 公募対象施設の名称及び所在地(既設4施設)

横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター

神奈川区反町1-8-4

横浜市港南区精神障害者生活支援センター

港南区港南4-2-7

横浜市保土ケ谷区精神障害者生活支援センター

保土ケ谷区川辺町5-11

横浜市栄区精神障害者生活支援センター

栄区小菅ケ谷3-32-12

(2) 指定期間

平成18年4月1日~平成23年3月31日(5年間)

(3) 公募を行う者

横浜市衛生局長 岸本 孝男

(4) 指定管理者の公募及び選定の方式

公募型プロボーザル方式により審査を行い、公募対象施設4施設の指定管理者に指定しようとするもの(以下、「被選定者」という。)及び次点者をそれぞれ選定します。

選定にあたり、「横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者の指定に関する要綱」に 基づき、「横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会」を設置します。

なお、公募対象施設 1 施設につき 5 団体以上の応募があった場合には、選定委員会を開催し、書類審査により、 4 団体以内に選考することがあります。

(5) 選定結果等の公表及び通知

選定の経過及び結果(応募団体ごとの評価点数及びその内訳等)並びに会議の議事録は、 横浜市衛生局ホームページへの掲載等によりに公表します。

また、選定結果は、応募団体に通知します。

* 横浜市衛生局ホームページ [指定管理者公募(予定)施設一覧] http://www.city.yokohama.jp/me/eisei/shitei kanri/index.html

(6) 仮協定及び協定の締結

被選定者の選定後に、横浜市と被選定者は協議を行い、仮協定を締結します。被選定者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行います。

また、議会の議決により被選定者が指定管理者として指定された後に、協定を締結します。

(7) 問い合わせ先

横浜市衛生局保健部精神保健福祉課

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

電話:045(671)3821 ファックス:045(681)2533

電子メール: ei-center-boshu@city.yokohama.jp

3 公募対象施設の概要

(1) 施設の設置目的

精神障害者生活支援センターは、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、 地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参 加の促進を図る施設として、「横浜市精神障害者生活支援センター条例」に基づき設置され ています。

(2) 施設が提供するサービスの内容(横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱第4条)

項目	内容
日常生活支援	生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対す
	る個別具体的な援助
相談等	電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係、公的手続き等日常
	的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、
	指導
生活情報の提供	住宅、就労、公共サービス等の情報提供
地域交流の促進	レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流
	を図るための場の提供
その他	地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

(3) 施設の概要

横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター(平成11年5月開所)

所在地	横浜市神奈川区反町1-8-4 (はーと友神奈川 内)			
敷地面積	1 , 1 9 6 .08m²			
構造規模	鉄筋コンクリート造 4階建の4階部分			
延床面積	6 9 0 .12㎡ *共用部分 2 0 0 .02㎡を含む。(全体: 2 ,5 6 8 .00㎡)			
諸室	諸 室 相談室、静養室、交流室、談話室、食堂、集会室、調理室、浴室、洗面所			
	事務室等			
併設施設	神奈川区休日急患診療所、神奈川区福祉保健活動拠点、反町福祉機器支援			
	センター、反町地域ケアプラザ(分室)			

横浜市港南区精神障害者生活支援センター(平成14年4月開所)

所在地	横浜市港南区港南4-2-7			
敷地面積 1 , 7 0 0 .01㎡				
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建の3階部分			
延床面積	4 9 9 .97㎡ * 共用部分 8 1 .42㎡を含む。 (全体: 1 , 7 1 9 .42㎡)			
諸室	相談室、静養室、交流室、談話室、食堂、集会室、調理室、浴室、洗面所、			
	事務室等			
併設施設	港南中央地域ケアプラザ			

横浜市保土ケ谷区精神障害者生活支援センター(平成15年2月開所)

所在地	横浜市保土ケ谷区川辺町 5 - 11 (かるがも 内)
敷地面積	1 , 6 7 3 .67m²
構造規模	鉄筋コンクリート造 4階建の4階部分
延床面積	5 7 2 .14㎡ *共用部分 1 1 0 .34㎡を含む。(全体: 2 ,6 5 6 .18㎡)
諸室	相談室、静養室、交流室、談話室、食堂、集会室、調理室、浴室、洗面所、
	事務室等
併設施設	星川地域ケアプラザ、ふれあいショップ、保土ケ谷区福祉保健活動拠点、
	保土ケ谷区生涯学習支援センター

横浜市栄区精神障害者生活支援センター(平成13年1月開所)

所 在 地	横浜市栄区小菅ケ谷 3 - 32 - 12
敷地面積	2 , 1 7 5 .27m²
構造規模	鉄筋コンクリート造 2階建の2階部分
延床面積	5 7 1 .70㎡ *共用部分 1 0 5 .43㎡を含む。(全体:1 ,8 2 8 .85㎡)
諸室	相談室、静養室、交流室、談話室、食堂、集会室、調理室、浴室、洗面所、
	事務室等
併設施設	小菅ケ谷地域ケアプラザ

(4) 施設の利用実績(平成16年度)

利用者数は、来館者と電話相談者の合計

利 用 実 績	神奈川区センター	港南区センター	保土ケ谷区センター	栄区センター
開所日数(日) a	353	353	353	353
利用者数(人) b	28,378	20,183	27,537	13,667
1日平均利用者(人) b/a	80.4	57.2	78.0	38.7
登録者数(人) 17年3月末	632	532	678	320
延べ日常生活相談者数(人)	12,338	8,985	12,064	5,470
電話相談(人)	11,129	7,956	10,335	5,042
面接相談(人)	1,209	1,029	1,729	428
食事サービス(人)	8,336	4,296	9,280	3,003
入浴サービス(人)	3,710	890	579	241
インターネットサービ [*] ス(人)	321	108	99	54
洗濯サービス(人)	ı	220	186	23
自主事業(回)	205	221	166	290
延べ参加者数(人)	2,927	1,781	2,306	5,984

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の運営に関する業務
 - ア 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業
 - イ 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供
 - ウ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供
 - エ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援
 - オ 地域における精神障害者との交流の機会の提供
 - カ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援
 - キ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業
- (2) 施設の管理に関する業務
 - ア 保守管理業務
 - イ 環境維持管理業務
- (3) その他の業務
 - ア 事業計画書及び予算見積書の作成
 - イ 事業報告書び収支決算書の作成
 - ウ 区役所及び地域関係団体との連携・調整業務
 - エ 自己評価の実施
 - オ その他日常業務の調整等

5 経理に関する事項

(1) 管理費用の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払います。 なお、支払時期や方法は協定で定めます。

(2) 管理口座

管理費用は、生活支援センター専用の独立した口座で管理してください。

(3) 横浜市が負担する管理費用

管理費用の額については、指定管理者から提出される予算見積書を基に、予算の範囲内で協議を行います。

ア 人件費(施設長1名、常勤職員3名、非常勤職員3名、無休化対応アルバイト1名、調

理アルバイト、嘱託医)

- イ 施設管理費(光熱水費、保守管理業務及び環境維持管理業務に係る費用等)
- ウ 運営費(旅費、一般物品費、印刷製本費、修繕費、役務費、借料借費、備品費、施設賠 償保険、雑費等)

6 指定管理者の公募に関する事項

(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールは、次のとおり予定しています。

平成17年7月27日(水)午後2時30分~ 第1回選定委員会

平成17年8月1日(月)~8月23日(火) 公募の周知及び公募要項の配付

(ホームページ等に掲載)

平成17年8月24日(水) 公募説明会の開催

平成17年8月25日(木)

質問書の受付 平成17年8月24日(水)~8月29日(月)

平成17年9月1日(木)発送予定

平成17年9月5日(月)~9月9日(金) | 応募書類の受付

平成17年9月21日(水)午前9時~

平成17年10月3日(月)午後2時30分~

平成17年10月上旬 平成17年10月上旬

平成17年10月中旬

平成17年12月

平成18年4月1日

平成18年1月

現地説明会の開催

質問書の回答

第2回選定委員会

(プレゼンテーション及びヒアリングのみ

公開)

第3回選定委員会(非公開)

(被選定者及び次点者の決定)

選定結果の公表

選定結果の通知

仮協定の締結

指定管理者の指定(議会の議決)

協定の締結

指定管理者による管理運営の開始

*公募対象施設1施設につき5団体以上の応募があった場合には、第2回選定委員会の 前に、4団体以内に選定するための選定委員会を別途開催することがあります。

(2) 指定管理者の公募手続き

ア 公募の周知及び公募要項の配付

精神障害者生活支援センター既設4施設の指定管理者の公募について、横浜市衛生局の ホームページに掲載し、周知します。

* 横浜市衛生局ホームページ [指定管理者公募(予定)施設一覧] http://www.city.yokohama.jp/me/eisei/shitei kanri/index.html

また、公募要項を次のとおり配付します。

配付期間: 平成17年8月1日(月) ~ 平成17年8月23日(火)

配付時間: 平日 午前9時~午後5時

配付場所: こころの健康相談センター6階

(横浜市中区尾上町3-39 尾上町ビル6階)

* 公募要項は、横浜市衛生局ホームページからダウンロードできます。

*応募予定者は必ず「公募説明会」に御参加ください。

イ 公募説明会の開催

公募要項に関する説明会を次のとおり開催します。

公募説明会申込書(申請書類様式14)に必要事項を記入し、ファックスまたは電子メール(添付)により参加申し込みをしてください。応募予定者は必ず御参加ください。

開催日時: 平成17年8月24日(水)午後2時~午後3時

開催場所: こころの健康相談センター7階

(横浜市中区尾上町3-39 尾上町ビル7階)

参加人数: 各団体3名以内とします。

申込先: 問い合わせ先に同じ

ウ 現地説明会の開催

精神障害者生活支援センター既設4施設について現地説明会を次のとおり開催します。公募説明会において参加申込みをしてください。

開催日時: 平成17年8月25日(木)午後1時~午後4時

開催場所: 公募対象施設(既設4施設)

エ 公募要項に関する質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間: 平成17年8月24日(火)午前9時~平成17年8月29日(月)午後5時

受付方法: 質問書(申請書類様式15)に記入し、ファックスまたは電子メール(添

付)により送付してください。

オ 公募要項に関する質問への回答

質問に対する回答は、質問者及び公募説明会に参加した団体に対し、ファックスまたは電子メールにより送付(平成17年9月1日(木)を予定)します。

カ 応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

受付期間: 平成17年9月5日(月)~平成17年9月9日(金)

受付時間: 午前9時~午後5時

受付方法: 衛生局保健部精神保健福祉課に直接、御持参ください。持参以外の方法

による受付は行いません。

受付場所: こころの健康相談センター6階

(横浜市中区尾上町3-39 尾上町ビル6階)

キ プレゼンテーション及びヒアリングの実施(公開)

プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施します。

実施日時: 平成17年9月21日(水) 午前9時から

実施場所: こころの健康相談センター7階

(横浜市中区尾上町3-39 尾上町ビル7階)

実施方法などの詳細につきましては、別途通知します。

7 応募に関する事項

(1) 応募資格

「横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則」の規定に基づき、次に掲げる者とします。

- ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
- イ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
- ウ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動 法人
- エ 民法 (明治29年法律第89号)第34条に規定する社団法人及び財団法人

なお、次に該当する者は、応募することはできません。

- a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- b 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- c 選定委員が経営または運営に直接関与している者

<参考:根拠法令等>

・地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつ た後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他 の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項 の規定による監督又は検査の実施に当たり 職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- (6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 応募書類

応募書類は次のとおりです。各7部(原本1部、コピー6部)提出してください。

- ア 指定申請書(横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則別記様式)
- イ 指定申請書添付書類
 - · 事業計画書(申請書類様式2)
 - ・ 定款、寄附行為、規則その他これらに類する書類
 - ・ 法人の登記簿謄本
 - ・ 指定申請書を提出する日の属する事業年度(平成17年度)の収支予算書及び事業計 画書並びに前事業年度(平成16年度)の収支決算書及び事業報告書
 - ・ 当該精神障害者生活支援センターの管理に関する収支予算書(申請書類様式13)
- ウ その他の必要書類
 - 法人概要(申請書類様式1)
 - ・ 監査結果報告書等過去 3 年間(平成14・15・16年度)における監査結果が分かる書類

- ・ 過去3年間の貸借対照表
- ・ 過去3年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

(3) 留意事項

ア 失格となる事項

応募団体が次の事項に該当した場合には、失格になることがあります。

- (ア) 公募要項の内容を遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (ウ) 本件応募に関して、選定委員会委員への接触を行った場合
- イ 重複応募の禁止

公募対象施設1施設につき1件の応募ができるものとします。

公募対象施設4施設のそれぞれについて応募することは可能ですが、同一施設について 複数の応募はできません。

ウ 応募内容の変更の禁止

応募書類の受付後にその内容を変更することはできません。

エ 応募書類の取り扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず、返却しません。

なお、応募書類は「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の対象になるとともに、 横浜市は、公表する場合など必要と認めるときは、応募書類の全部または一部を使用でき るものとします。

オ 応募の辞退

応募書類の受付後に辞退する場合は、辞退届(申請書類様式16)を提出してください。

力 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募団体の負担とします。

8 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定は、次に示す5人の選定委員により行い、選定委員が応募内容を審査して点数化し、その総合得点の最も高い応募者を被選定者として選定します。

(2) 横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会

ア 委員会の役割

指定管理者の指定のため、応募者からの提出書類について審査するとともに、プレゼン テーション及びヒアリング並びに書類審査を行い、被選定者及び次点者を選定します。

イ 選定委員(50音順・敬称略)

菊地 綾子 横浜市精神障害者地域生活支援連合会 事務局長

桑原 寛 神奈川県立精神保健福祉センター 所長

助川 征雄(委員長) 田園調布学園大学 人間福祉学科 学科長・教授

日浦 美智江 社会福祉法人 訪問の家 理事長

米倉 令二(副委員長) 横浜市精神障害者家族会連合会 副会長

(3) 応募内容の評価

審査における評価項目と評価配分は以下のとおりです。

		評	価	項	目		評価配分	
関運	・団体の運営	実績・事業	実績につ	いて				
す営	・地域における協働・連携の実績について							
る状	・事故対策、	緊急時対策	等の安全	管理につ	いて		全体の	
こ況	・個人情報管	理に関する	取り組み	について	-		2 8 %	
とに	・団体の経営	状況につい	τ					
		・横浜市 <i>の</i>	施策と生	主活支援 ⁻	センターと	この関連性について		
	事業実施方針	・生活支援	受センタ-	- が地域 ⁻	で果たす役	没割と機能について	全体の	
		・「指定管	理者制度	とこの趣旨 こうかい しゅうしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	旨を踏ま え	た事業展開の方針に	1 5 %	
事		ついて						
業		・社会復帰	1、自立2	及び社会	参加のため	の事業の実施につい	١	
計		て						
画		・入浴、食事その他のサービスの提供について						
に	具体的事業実	・日常生活に関する相談及び情報の提供について					全体の	
関	施方針	・地域にお	3ける自ヨ	主的な活動	動に対する	る支援について	3 5 %	
す		・地域にお	ける交流	流の機会(の提供につ	いて		
る		・家族の日	常生活	こ関する	相談及び家	尿族間の交流に対する		
こ		支援につ	いて					
٢		・その他生	三活支援1	センターの	の設置の目	目的を達成するために	- -	
		必要な事	業につい	17				
		・開館時間	見及び休食	館日の設?	定について			
	施設運営計画	・職員の勤	か務体制 る	ヒ組織図Ⅰ	こついて		全体の	
		・配置する	5職員の資	資格と業績	外分担及て	が研修計画について	2 2 %	
		・収支予算	計画に1	ついて				

(4) 評価項目

ア 運営状況に関すること

管理運営を継続的かつ安定して行う能力を有しているかどうかを評価します。

応募団体の経営状況や運営状況のほか、地域との協働・連携の実績を示してください。 また、安全管理に関する取り組みや個人情報保護の管理に関する取り組みのほか、過去 3年間における監査状況などについても併せて示してください。

安全管理や個人情報の保護等に関して規程等を定めている場合(予定を含む)は、添付してください。

- ・ 精神保健医療福祉関連施設の運営実績及び社会福祉事業等の実績について(申請 書類様式1ほか)
- ・ 地域における協働・連携の実績について(申請書類様式3)
- ・ 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理について(申請書類様式4)
- ・ 個人情報管理に関する取り組みについて(申請書類様式5)

イ 事業計画に関すること

(7) 事業実施方針

横浜市の施策や方針を踏まえて、精神障害者生活支援センターが地域において果たす 役割や発揮すべき機能、在宅精神障害者の地域生活支援の取り組み方針等について、団 体の考え方を示してください。

また、指定管理者制度の趣旨である「利用者のサービス向上」、「効率的運営」に関する取り組み方針について示してください。

- ・ 横浜市の施策と生活支援センターとの関連性について(申請書類様式6)
- ・ 生活支援センターが地域で果たす役割と機能について(申請書類様式7)
- ・ 「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針について(申請書類様式8)

(イ) 事業実施計画

事業実施方針を踏まえて、公募要項の4の(1)で示した業務をどのように展開していくのか、事業の内容や取り組み、アイデアや提案を具体的に示してください。

- ・ 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業(申請書類様式9-1)
- ・ 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供(申請書類様式9-1)
- ・ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供(申請書類様式9-1)
- ・ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援(申請書類様式9-2)
- 地域における精神障害者との交流の機会の提供(申請書類様式9-2)
- ・ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援(申請 書類様式9-2)

・ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業(申請書類様式9-3)

(ウ) 施設運営計画

a 開館時間及び休館日の設定に関する提案

横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則では、午前9時から午後9時まで を開館時間としていますが、弾力的な運用等に関する提案があれば、具体的に示して ください。ただし、1日あたり12時間を超えて開館する場合の経費は、指定管理者の 負担となります。

また、月1回の休館日を設けていますが、休館日に関する提案があれば、具体的に示してください。

開館時間及び休館日の設定に関して、必要に応じて、条例施行規則を改正すること を検討します。

開館時間及び休館日の設定について(申請書類様式10)

b 職員の勤務体制と組織図

精神障害者生活支援センターを運営するための職員の勤務体制と組織図を示してください。また、配置職員の雇用関係(確定していない場合は現時点での想定)、勤務体制(勤務シフト等による勤務時間や休日の設定など)を示してください。

併せて、組織運営に関して工夫することがあれば、それも示してください。 なお、本市が負担する管理費用の職員数については本要項の5の(3)のとおりです。

また、職員の資格要件については「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準」(平成12年厚生省令第87号)第17条を遵守してください。

・ 職員の勤務体制と組織図について(申請書類様式11)

<参考:根拠法令等>

- ・精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号) 第17条 施設長は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に5年以上従事した者 又はこれと同等以上の能力 を有する者であって、施設を運営する能力を有すると認め られるものでなければならない
 - 2 精神障害者社会復帰指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程を修めて 卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 二 学校教育法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて卒業した者又は同 法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法第67条第2項の規定によ

り大学院への入学を認められた者

三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第 2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) 又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したもの

四 前二号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者

c 配置する職員の資格と業務分担及び研修計画

配置する職員について、資格、経歴、経験年数などを示してください。

なお、今回の応募時点で、既に配置を予定している具体的な人材がいる場合には、具体的な経歴、資格などを記載し、未定の場合には、採用条件(資格、経歴、経験年数)などを記載してください。

併せて、各職員の業務分担(業務内容)を示してください。また、職員の資質向上の ための研修計画がありましたら、お示しください。

・ 配置する職員の資格と業務分担及び研修計画について(申請書類様式12)

d 収支予算計画

管理運営を行う場合の収支予算書(単年度)を示してください。

管理費用の効率的な執行に努める必要がありますが、最も低い予算額を提示した応募 団体が必ずしも評価が高いということにはなりませんので、御留意ください。

· 収支予算書(申請書類様式13)

予算額は、次に示す各施設ごとの平成17年度予算額を上限とします。

(参考)平成17年度予算額(本市が負担する管理費用-本公募要項5(3)参照)

神奈川区生活支援センター 51,803千円

内訳(人件費 40,622千円、施設管理費 7,453千円、運営費 3,728千円)

港南区生活支援センター 50,096千円

内訳(人件費 40,622千円、施設管理費 5,746千円、運営費 3,728千円)

保土ヶ谷区生活支援センター 48,695千円

内訳 (人件費 40,622千円、施設管理費 4,345千円、運営費 3,728千円)

栄区生活支援センター 49,180千円

内訳(人件費 40,622千円、施設管理費 4,830千円、運営費 3,728千円)

9 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

被選定者の選定後、市は被選定者との協議を踏まえ仮協定を締結します。

その後、議会の議決をもって被選定者を指定管理者に指定するとともに、協定を締結する予定です。なお、協定の発効は平成18年4月1日とします。

(2) 協定内容

- ア 指定期間に関する事項
- イ 横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条第3項の事業計画書に記載された事項
- ウ 本市が負担する管理費用に関する事項
- エ 指定管理者が作成する書類に関する事項
- オ 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- カ 個人情報保護に関する事項
- キ 事業評価及び事業報告に関する事項
- ク 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 協定内容の変更に関する事項
- コ 損害賠償に関する事項
- サ 緊急時の対応に関する事項
- シ その他必要な事項

10 事業報告及び事業評価等に関する事項

指定期間中に事業報告及び事業評価等を実施します。

(1) 事業実施報告書(月報)の提出

指定管理者は、「横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱」に基づき、事業実施 報告書を毎月衛生局長あて提出するものとします。

(2) 事業評価及び自己評価の実施

衛生局長は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、事業評価を行います。また、指定管理者は運営管理実績の自己評価を行い、市に提出します。 なお、評価項目や実施方法については、協定で定めるものとします。

(3) 業務の基準が低下した場合の措置

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

11 関係法令等の遵守

業務を遂行するうえで関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。

「横浜市精神障害者生活支援センター条例」及び「同条例施行規則」のほか、特に次の法令 等に御留意ください。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

<第50条の2の2>(秘密保持義務)

精神障害者地域生活支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない

<第50条の2第6項>(精神障害者社会復帰施設の種類)

1 精神障害者地域生活支援センターは、地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、第49条第1項の規定による助言を行い、併せて保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設等との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

<第33条>

法第50条の2第6項の厚生労働省令で定める援助は、次のとおりとする。

- 1 調理、掃除その他の自立した生活を営むための日常生活上の世話
- 2 自主的な活動、地域及び家族との交流等の機会の提供
- 3 住居、就業その他の日常生活に必要な情報の提供
- (3) 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年3月31日厚生省令第87号)<第39条>(設備の基準)

精神障害者地域生活支援センターには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 相談室
- 二 静養室
- 三 談話室
- 四 食堂
- 五 調理場
- 六 地域交流活動室兼訓練室
- 七 便所
- 八 洗面所
- 九 事務室
- 2 前項各号に掲げる設備のうち、同項第2号の静養室にあっては同項第1号の相談室と、同項第

4号の食堂にあっては同項第三号の談話室とそれぞれ兼ねることができる。

<第40条> (職員の配置の基準)

精神障害者地域生活支援センターには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長 1
- 二 精神保健福祉士 1以上
- 三 精神障害者社会復帰指導員 3以上
- 2 前項各号に掲げる職員は、常勤でなければならない。ただし、精神障害者社会復帰指導員のうち2人は、非常勤とすることができる。

<第41条>(事業計画等)

精神障害者地域生活支援センターは、年間及び月間の事業計画を定めなければならない。

2 精神障害者地域生活支援センターは、職員の勤務時間を調整すること等により、適切な処遇を行うことができるよう努めなければならない。

< 第42条 > (利用者の登録)

精神障害者地域生活支援センターは、利用者に対し、当該施設の利用に当たって、あらか じめ利用の登録をさせなければならない。ただし、利用者の意思に反して登録を強制しては ならない。

<第43条>(準用)

第17条から第20条まで及び第22条の規定は、精神障害者地域生活支援センターについて準用する。

(4) 地方自治法

<第244条第2項及び第3項>(公の施設)

- 2 普通地方公共団体(次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしては ならない

(5) 横浜市個人情報の保護に関する条例

<第17条>(受託者等の義務等)

実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者(地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理に関する業務を行わせる指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を含む。)は受託した事務(指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務を含む。以下「個人情報に係る受託事務」という。)を行う場合において、第14条第1項の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏えい、滅失、き損及

び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報に係る受託事務に従事している者若しくは従事していた者又はこれら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

12 引継業務

協定発効までの期間における引継業務として、概ね次の業務を行っていただきます。詳細については、被選定者に提示します。

- (1) 管理受託者からの引継業務
- (2) 事業計画書作成業務
- (3) 区役所及び地域関係団体との連携・調整業務

指定管理者が、現在の管理運営を行う者と異なる場合は、指定管理者による管理運営開始の3か月前から引継準備のために職員3名分を配置し、開所1か月前からは職員7名分を配置して、円滑に運営主体の移行が実施できるよう引継業務を実施します。

管理費用の額については、予算の範囲内で指定管理者と協議します。

13 その他

(1) 利用料等について

横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱により、センターの利用は無料とします。 ただし、食事・入浴・洗濯・インターネットのサービスについては、実費相当分を利用者 負担とします。

< 横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱 >

第12条 センターの利用は無料とする。ただし、センターが提供する実費相当分負担を伴うサービスについては、別表 2 に掲げる金額を利用者に負担させるものとする。

3 別表 2 に掲げるサービスのうち、食事サービスを除いた利用者負担金は、同年度の光熱水費などのセンター運営費に充当するものとする。

別表 2

センター提供サービス	利用者負担金	備考
食事サービス	1 食 5 0 0 円以下	利用者負担金額は、各センターで必要な額を定める
		利用者負担金は全額食材等に充てる
入浴サービス	1回100円	石鹸、シャンプーは利用者負担とする
洗濯サービス	1回100円	洗剤は利用者負担とする
インターネットサービス	10分10円	利用時間は1人連続2時間までとする

- *食事サービスとは、夕食を提供するサービスであり、利用者自らが食材の買出し や調理補助などに参加することもあります。
- * 入浴サービスとは、浴室(個室)を使用していただくもので、石鹸・シャンプー・タオル等は利用者に持参していただきます。また、入浴介助はしていません。
- *洗濯サービスは、洗濯機及び乾燥機を使用していただくもので、洗剤は利用者に 持参していただきます。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、横浜市は 指定の取消をすることができるものとします。その場合は、横浜市に生じた損害は指定管 理者が賠償するものとします。

なお、この場合においても、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく、生活支援センターの業務を遂行できるよう、引き継ぎを確実に行うものとします。

イ 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

また、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、この場合においても、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく、生活支援センターの業務を遂行できるよう、引き継ぎを確実に行うものとします。

- ウ 指定管理者の指定取消後の対応 指定管理者の指定取消後、次点者と協定締結について協議を行うことがあります。
- (3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合の措置 協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合の措置につ いては、横浜市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。